

第五十八回 参議院法務委員会會議録第十一号

(二二七)

昭和四十三年四月十八日(木曜日)
午前十時三十二分開会

委員の異動

四月十八日

辞任

日高 広為君
谷村 貞治君

補欠選任

紅露 みつ君
増原 恵吉君

出席者は左のとおり。

委員長

北條 篤八君

理事

青田源太郎君
梶原 茂嘉君
秋山 長造君

委員

紅露 みつ君
齋藤 昇君
増原 恵吉君
大森 創造君
亀田 得治君
山高しげ君

國務大臣

法務大臣

赤間 文三君

政府委員

法務省刑事局長

川井 英良君

事務局側

常任委員会専門員

増本 甲吉君

説明員

法務省刑事局刑事課長

石原 一彦君

本日の會議に付した案件

○刑法の一部を改正する法律案(第五十五回国会内閣提出、第五十八回国会衆議院送付)

○委員長(北條篤八君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

刑法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

○秋山長造君 刑法の改正案についてお尋ねをするわけですが、その前にちょっと一言だけ法務当局の御見解をお尋ねしておきたいと思ふことは、きのうきよりの新聞にも大々的に報ぜられていて、から御承知だと思ふのですが、例のものとておりまして、朝鮮大学校の問題について、きのう美濃部都知事が各種学校としてこれを認可するという決定を下されたわけですが、で、それをきつかけに賛否の議論がまた巻き起こることは、これはまあやむを得ぬと思ふますが、ただ遺憾なことは、いわゆる右翼団体等がこの問題について非常にエキサイトしまして、そしてはなはだきは知事個人の身辺すらあふないというふうな、非常に緊迫した情勢下にあるやに聞くんですが、これに對して法務当局としてどう対処されるおつもりですか、ちょっと御見解を聞いておきたいと思ふます。

○國務大臣(赤間文三君) 警備のほうは、御承知のように、直接は警察のほうに当たると思ふます。まあ法務省もひとつ十分関心を持って、遺憾なことの起こらぬように注意をしたいと思ふております。

○秋山長造君 大臣のおっしゃるとおり、直接の關係は警察でございますけれども、しかし法務当局としてもこの重大な關係をすぐ持つてくる問題ですから、ひとつ不測の事態等の万が一にも起こることのないようにひとつ十分御配慮をお願いいたします。

○龜田得治君 ちょっと関連して。ちやうどさう

いう質問が出たから私もお聞きしておきたいんですが、新聞記事等を見ると、知事のほうにいろいろな手紙が来ておる。その中身としては、実力にも訴えかねない、そういう意味をも含んでおるようなものもあるやうだといふうなことがちらつと載つておるわけですが、まあそういうことになりまして、これは警察だけじゃなしに、検査庁自体としても事はきわめて重大なことであつて、いふんな警備は警察にまかしておくとおるのじやなしに、むしろそのやうな手紙を出しておること自体がすでに刑法その他の罰則に当たる場合もあり得るわけであつて、新聞等にあつたやうなことが書かれておる以上は、重要な地位にある人を対象にしておることでもあつた、当然検査当局としても積極的に、どういふものが一体來ておるか、名あて人、差し出し人はどうなつておるか、そういうことは私は調べて当然だと思ふのですが、その点どうでしょうか。まあ調べてもいふても、正式の調べでなく。

○國務大臣(赤間文三君) いま龜田委員のあれであります。まだこちらのほうには報告が一つも來ておりませんので、そういうものについては、先に秋山委員に答えたやうに、警察のほうでできるだけのことはやるだらうと思ふますが、法務省もあわせて十分ひとつ十分関心を持って、大事が起これらぬやうにあらゆる面に十分注意をするやうにしたいと思ふております。

○龜田得治君 まあ警察がやるだらうといふうな趣旨でおっしゃつておるやうですが、そうじゃなしに、やはり秩序維持の最高責任者である法務大臣の立場から、このやうなことが新聞等にあるし、あるいは委員会において発言があるのだから、一体どうなつておるのかといふことを、やはり積極的に連絡をしてほしい、端的に言へば。そういうことはできますか。

○政府委員(川井英良君) まだ私のところに具体的にその問題について検査庁のほうから報告を受けておりませんが、從來のあれから申しまして、まあおそく警視庁が投書あるいは脅迫めいた文書といふやうなものについてはすでに嚴重な捜査を開始しておられますし、また同時にこの身辺についていろいろな警備を強化しておるやうなふうな考慮は、なるほど刑法に觸れる容疑も出てまいりますので、おそく東京地検におきまして十分に警視庁と連絡をとつて遺憾のないやうに措置をしておると、こつちうふに思ふます。けれども、本日そこまでまだ確かめてまいりませんので、次の機会に私の点について、地検としてどの程度タッチしてあるか、またどういふやうな関心を持ってこれに對処しているかといふことを確かめた上で、また次回にお答えを申し上げたい、こつちう思ふます。

○秋山長造君 とにかくこれは、不測の事態等が万一起こつてからでは間に合いませんので、十分ひとついろいろな動きに對しても警戒をしていただきたいといふことを重ねて申し添えておきます。

○政府委員(川井英良君) 改正の動機は、最近の主として自動車による交通事故が非常に多くなつてきたといふことよりは、むしろ悪質、重大化と申しましたやうか、非常に悲惨な、どなたがごらんになりました、これはひどいと思はれるやうな事故で、その多くは、酒を飲んでいざとか、あるいは未熟な無免許運転であるといふやうなものが、

そういう悪質なものが非常に多くなってきたというところが、改正のおもなる動機でございます。それから、その結果、ここ数年の裁判の実情を見ておきますと、最高限は禁錮三年でございますけれども、その禁錮三年の最上刑を盛られるような判決がかなり出てきたということ、これは平たく申しますと、刑法のその刑の頭打ちの状況を示してきたと、こういうふうなことがこの改正をお願いするに至った主たる動機でございます。

○秋山長造君 従来、こういう何か特別な問題が非常にふえて、そしてそれに対して緊急に措置をしなければならぬ、対策を講じなければならぬという必要の起こった場合には、大体特例法あるいは特別措置法というふうなもので対処してきている場合が多いと思うのです。これはまあ、こういう問題に限らず、一般行政上のいろいろな問題についても同じことだと思いますが、単独法で対処するという場合は非常に多いと思う。まあ今回の場合は、そういう悪質な交通事犯が非常にふえているという特殊な必要からいってもかかわらず、やはり刑法という基本法をいさなり改正ということになるわけでございます。現在の刑法が、明治四十年に制定されてから今日まで、六十年ずっと続いてきておられるわけですが、この六十年間の間に、今回の場合のような、何か特別な犯罪が多いために、その必要から刑法そのものを改正して、そして刑を重くするというふうな例が過去においてあったのかどうかということを沿革的に御説明願いたい。

○政府委員(川井英良君) 社会現象が変化をしてまいりまして、それに対処するために、法律、特に刑法令を整備しなければならぬということ、これは御指摘のように、いままでたびたびあったわけでございます。その中で、ごく取締りの行政的な必要のために行なうというふうな場合には、多くは刑法によりませんで、いわゆる特別法の改正とか、あるいは特別の新しい立法とかいうふうなことでまかなってきたのは、まさに御指摘のよう

に通常の例でございます。ただ、刑法におきまして、御案内のように、過去におきましてたびたび一部改正をいままですしてまいりました。戦後におきまして、数回にわたって刑法の改正を行なっております。で、刑法は、御説明するまでもないことでございますけれども、ほかの刑罰法令——私もそれを罰則と称しておりますが、この罰則と、それから刑法で定められておる刑罰というふうなものは、刑法の理論の面でごく本質的な一つの区別を理論的にいたしているわけでございます。そこで刑法は、何と申しますか、国の法の秩序の最低限と申しますか、これだけはどうしても国民一般が守らなければ国の最低の秩序が保たれない、こういうふうな考え方のもとに、いろいろあります反社会的な行為の中から、ごく

なものをだけを取り上げて規定してあるわけでございます。したがって、時代の変化によりましてあまり動きがないようなもの、本質的に反社会的な行為だと、こう評価されるようなものだけを刑法に規定してあるわけでございます。そこで、そういうふうな観点から、多くの場合において、過去の例におきまして、最近の例としましては、たとえば幼児なんかを誘拐してそうして身のしろ金を要求するというふうな悪質な事件が数年前に出たことがございまして、これに対処して特別重い刑罰規定を設ける必要がありはしないかということ、これはすでに誘拐罪が刑法に規定がございしますので、その刑法の一部に修正を加えて重い罰則の刑罰規定をつくったというふうな例がございまして、また……

○秋山長造君 それは何年の改正ですか。

○政府委員(川井英良君) それは三十九年でございます。

つの窃盗罪でございますが、そういうふうな特別な類型を持った新しい刑罰の規定を設けたとか、それから最近問題になっております凶器準備集合罪というふうなもの、刑法の規定の中に新しく二年以下の刑罰をもつて設けられた規定があるわけでございます。

○秋山長造君 それは何年の改正ですか。

○政府委員(川井英良君) 侵奪罪は三十五年の改正でございます。凶器準備集合罪は三十三年の改正でございます。

大体おもしろいものを申し上げますと、そんなような事例がございまして、

○秋山長造君 幾つか事例をあげられたわけですが、それにしても、六十年間国の最低の秩序を確保するための基本法として生き続けてきたこの刑法の性格からいいますと、あくまでこれは、ほかの法律、ほとんど国会のたびに一部改正をやっているような一般の法律とは違って、やはり国の基本法の中でも最も基本的な、いわば憲法に次ぐべき地位を持った大きな基本法ですから、これはあくまで、刑法の改正、一部改正というのは、よくよくの例外的な場合に限られているし、また限られるべきものだろうと思うのですが、その点の認識は当局のほうも私と同じでしょうか。

○政府委員(川井英良君) 全く同感でございます。で、国の基本法典中の基本法典とも言うべきもので、国というふうな理解に立っております。で、六十年間の実績を見ましても、改正というのは非常に少ないわけでございます。

それから、今回の改正は二カ条でございますけれども、法務大臣の諮問機関として設けられておる法制審議会にこの案をかけた上で、そして十分に意見を尽くしていただきまして国会に提案をしたというふうな手続を踏んでおりますもの、基本法典を私どもが心から尊重している、こういうことでございまして、

○秋山長造君 まあ、この資料によつて沿革的なことを拝見しておりますと、たとえはすでに、現行刑法に対する根本的な改正というよりも、むしろ

る新しい刑法をつくるという立場で、改正刑法準備草案というものがいま鋭意検討されておるさなかのようでございましてけれども、法務省としては、あるいは政府としては、この改正刑法、あるいは新しい刑法というものを、大体何か一つの時期的な目標を持ってやっておられると思ふんですが、作業を、これはもうすでに、三十六年ですか、これが発表されたのは、以来やがて十年が来ようとしておるんですが、大体いつごろを目標にやっておられるんですか。

○国務大臣(赤間文三君) この改正刑法の準備草案ですが、これは、いまお述べになりましたように、昭和三十六年の十二月に公表された。その後、調べてみますと、法制審議会にかけておりますが、昭和三十八年の五月刑法の全面改正について諮問を受けてから、刑事法特別部会に五つの小委員会を設けて審議を重ねておる。現在は、第一次審議をようやく終わって、これからいよいよ第二次審議に入っておるというふうな状況でございます。最終答申を得るまでにはまだ数年を要するのではなからうかと、かように考えております。

○秋山長造君 第一次審議を終わって第二次審議——第一次審議が終わったという意味はどういうことですか。

○政府委員(川井英良君) 大綱はただいま大臣から御説明申し上げたとおりでございますが、三十八年に法務大臣から法制審議会に諮問をいたしました際に、まあこれはドイツの改正刑法の状況を見ておりました、非常に長い期間間にかかっておりますので、希望意見といたしまして、できれば三年くらいの間に結論を出していただきたいという、諮問にあわせまして大臣から要望事項を法制審議会に伝えてございます。三十八年ですけれども、四十一の五月に大体三年が来たわけでございますが、まあ非常に、何といひますか、複雑な、めんどろな作業であるとともに、刑法は御承知のとおり非常に大きな学説の対立もございまして、ほとんど日本の刑法学界の一流の先生方を

集めて慎重に審議をさせていただいているというよう
なことで、はなはだ残念なことでございますが、
が、三年という要望の間には、ほとんど、何とい
いますか、第一次のいわゆる審議がまだ完成しな
いような状況でございます。第一次と申します
のは、三十六年に公表いたしました準備草案を参
考案として検討していただいておりますので、そ
の参考案についても、第一回の意見の討論の結果
というものは、第一次の検討でございます。それが
すでに終わりました、今日第二次の、いわば第二
説会のようなことに入っております。いま
の見通しでは、本年末か来年の三月末ころまでに
大体第二説会が一応終了するというふうなものと
も、三番目の最後の草案の調整の段階に入るわけ
でございますが、この最後の段階がまた非常に大
きな問題が留保のままになっておる問題が数点こ
ざいますので、それをあわせて第三説会とい
うものはやはりかなり時間がかかるのじゃなかろ
うか、こういうふうな見通しでございますので、
早ければ二、三年の間、少しまた問題が紛糾
いたしますという、やはり五、六年たないと
このめどがつかないのではないかと、いふふうな
だいた見通しでございます。

○秋山長造君 いろいろとくさい質問で恐縮ですけ
れども、第一次審議会に参考案として付議された
のが改正刑法準備草案ですね。この改正刑法準備
草案は、これは学者等の意見を入れないで純然た
る法務当局だけで準備されたものでか。
○政府委員(川井英良君) 六十年来を經過して、判
例の集積もすいぶんありますし、学説の進歩もあ
るし、それからまた国の情勢も非常に大きく発展
変化をしておりますというふうなことに、かみま
いかというふうな考え方から、法務省の刑事局長
を会長といたしまして、在京の刑法学者、在京の
裁判官、弁護士、検察官というふうな法律専門家
の中から適当と思われる方々を委嘱いたしまし

て、そうして刑事局の中にその準備会をつくりま
して、数年にわたりました一応議論を重ねてまい
りました結果でございますが、ただいま御指摘の
改正刑法準備草案でございます。
○秋山長造君 その草案の審議に参加した在京の
学者その他専門家、こういうのは大法制審議会の
メンバーにいま入っておりますわけですか。
○政府委員(川井英良君) 現在、法制審議会の中
に刑法のために刑事法特別部会という特別部会を
設けて、そうしてその部会を五つの小委員会
に分けて審議をいただいておりますが、それぞれ
の本来の部会と、それから小委員会の中に、かな
り拡大して大ぜいの方をお願いいたしております
ので、本来の法制審議会の委員、それから刑事法
特別部会の委員、それから小委員会の委員、こう
いうふうないろいろな分かれておりますが、ほとん
どの方がどれかに所属されておるといふ状況に
なっております。

○秋山長造君 第一次の審議を大体終えられて、
第二次の審議に入っておりますわけですが、第一
次の審議で相当重大な留保事項が数点あるとい
うさっきお話があったのですが、重大な留保事項数
点というのを簡単によろしいからちょっと参考
にお聞きしたい。
○政府委員(川井英良君) たとえば死刑の問題、
死刑を廃止するかどうかは残しておくと、いふ
うな問題、残しておくにしても死刑を言い渡
す場合を思い切つて制限したかどうか、いや現行
のままでもいいじゃないか、こういうふうな意見の
対立がございます。それから、ただ罪を犯した者
を刑務所につなぐというだけではなくて、保安処
分というふうなものを設けて、頭が悪いために、
あるいはからだに特別な欠陥があるために犯罪を
犯したと思われるような者は、刑務所ではなく、
医療的な処分で行なうというふうなことで、保安
処分を設けたらどうかというふうな意見と、今日
いろいろな国家財政その他の面からいって、そこま
でいくというのは多少まだ早過ぎるのではないか
というふうな意見の対立もございます。

それから、禁錮と懲役というふうな区別を今日
行なっているけれども、こういうふうな区別を残
存しておく必要があるかどうか。これはむしろ、
拘留刑というふうな一種の刑罰に自由刑を限定
して、そして矯正の面でもつてその個々の人に
合った矯正処分を行なうほうがいいのじゃない
か、こういうふうな意見と、いややはり禁錮刑と
いうような昔からの一種の名譽刑的なものを残し
ておくということが今日の法の秩序を守っていく
上においてぜひとも必要だということ、この点
についてもかなり激しい意見の対立がございま
す。その他まだかなり、こまかい点に言及いたし
ますと数点の問題がございまして、おもな問題
点は、そんなところがペンディングになっている
大きな問題点だと思います。

○秋山長造君 そうすると、第二次の審議では、
そういう留保になっている問題を中心にさらに意
見の調整をやる、こういうことになりませんか。
○政府委員(川井英良君) 第二次の審議にも、そ
の過程におきまして問題点をやっておりますし、
同時にまたあわせて、問題点以外の点にまだ罰則が
非常にたくさん数がございますので、その一条一条
につきましてそれぞれ審議を続けておるといふ段
階でございますが、ただいま申し上げましたような
大きな基本的な問題点につきましては、とても第
二次の審議の過程においてはまだ解決が望まれな
いのではないかと、いふふうに見通しております。

○秋山長造君 せんだつて、三月二十八日の新
聞で拝見したのですが、刑事法特別部会ですか、
その部会で、酒酔い犯罪について今後は刑を減免
しない、したがって酒に酔つてどうこうというよ
うなことは今後は刑を減免する理由にはならぬと
いうような新聞記事を見たのですが、こういう問
題はこの審議の過程で個々に取り出して何か具
体的な措置をされるわけですか。
○政府委員(川井英良君) 先ほど申し上げました
ように、五つの小委員会に分かれて、刑法全体を
総則二つ、各則のほうを三つに分けて、それぞれ
委員長をきめて審議をいたしております、審議

が相当、条文が一つの小委員会、二、三カ条ず
つたまつたところで、全体として十数ないし十数
カ条、一応小委員会の審議が済んだという段階
で、年に大体三回ぐらいの割合で刑事法部会とい
うものを開いております。その刑事法部会は、小
委員会に所属されておる委員の方を全部集めた、
いわば総会のようなものでございまして、その部
会に各小委員長から小委員会でもつて審議されて
意見の一致した案を提案して説明をいたしまし
て、それについて質疑回答して、部会でもつて異
論のないものは一応部会において決定した案とし
て採択をしております。いま御指摘の、三月二十八
日だったと思いますが、それはたしか第十二回の部
会の際に、第一小委員会のほうから提案された問
題でございます、そのつど部会でもつて問題に
なった点が、いふふうな新聞でもつて報道され
てくるという状況でございます。

そこで、いま御指摘になりました酒酔いの犯罪
をきつてやたらどうか、こういう問題ございま
すが、これは、御承知のように、酒を飲んだ結
果泥酔をしてしまった、前後不覚で全然わからな
いというふうなときによく殺人事件を起こしたと
いうような事件が、具体的な事件としてはよくあ
るわけでございますが、この場合に、刑法の総則
の中に、心神喪失の状態を犯罪に犯しても罪にな
らない、それまでに至らないけれども、心神耗弱
の状態を犯したらそれは刑を軽くすると、か
いような刑法の総則の規定がございまして、その
場合に、酒を飲んでいたら全然何もわからな
かったのだということで、酒を飲んでいたら結果人
を殺したりけがをさせてもそれは全然罪にならな
いというふうなことに、各国とも何らか
ここに法の解釈上あるいは立法上打つ手がな
いというところがあるという研究をされてまいりま
した。そこで、いまおあげになりました酒酔い犯罪
というふうなものの点につきましては、そういう
ふうな場合に、最初に、酒を飲む前に、自分は非
常に酒酔が悪い、酒を飲むと乱暴する性癖がある

第三部 法務委員会会議録第十一号 昭和四十三年四月十八日 【参議院】

三

のだというのを十分自分が知っておるのに、したがって今晚またある程度、度を過ぐすと乱暴するかもしれない、こういう認識がある人がたまたま酒を飲んだ、その結果、犯罪を犯してしまつたというふうな場合には、初めに自分がそういうことをするかもしれないという認識、意識があつたのだから、現実に犯罪を犯したときにはほとんど無意識的に犯したとしましても、犯された結果について最初の認識を根拠にして何らかの刑事責任を問うことができないだろうかというふうなことが各々国でいろいろ議論されて、そういうふうな法令を新しく制定したところもあるようです。

○秋山長造君 いや、いまおっしゃつたような事情は一応理解しておるのです。ただ、私のお尋ねしたいのは、こういうふうに、早ければ二、三年、おそれれば五、六年たたなければ最初の結論が出ないという一方ではおっしゃるなら、こうやって小委員会等何からよつとまとまつた意見が出れば——新聞に出る出ないは、これは新聞の報道の自由でやられるからいいのですけれども、これが何かすぐ具体化されるという印象を受けましたから、そうすると、刑法典の全面的な改正を一方で鋭意やりながら、ちよいちよいそのつど出てくる結論、いわば小さい結論ですけれども、この小委員会でも出る小さい結論をすぐ法務省のほうで取り上げて、そうしてとりあえずそこだけ一部改正をやる、こういうように持つていかれるのかどうかというところをお尋ねしておるのです。

○政府委員(川井英良君) そういうつもりはございません。

○秋山長造君 じゃ、たまたま新聞に報道された酒酔い犯罪の刑の減免はしないというの、そういう方向で一応の小委員会での結論が出たという事実を報道したにすぎぬわけですね。それに基づ

いて刑法の一部改正、あるいはそこまでのいかぬまでも、たとえ局長連達か何かそういうもので求刑の基準がありましよう、検察庁では、求刑の基準なんかをちよつといままでと変えるとか、そういうようなことにはならぬわけですね。

○政府委員(川井英良君) そういうことにはなりません。それからなお、これは法制審議会の總會を経ませんと審議会としての意思になりませんので、まさに途中の段階の基準でございます。

○秋山長造君 そこで、もう一つお尋ねします。改正刑法準備草案の前の改正刑法草案というのが出ていますね。これはどういふものですか。全然しつうとで、そういう点よく知らぬですが。

○政府委員(川井英良君) 第一次大戦のあとでございますが、やはり当時の日本の情勢、経済的に社会的にも非常に大きな変化を見ました際に、刑法についてもその当時の新しい日本の飛躍というふうなことを考えたと思ひますけれども、それに沿うような刑法典の改正が必要だというふうな非常に大きな国家的な意思に基づきまして刑法の改正が企てられたわけでございます。長い間かかっておりましたけれども、たしか大正十五年

だつたと思ひますが、刑法の改正草案という名目で発表されたのがたゞいまお示しの案でございます。仮案として発表されまして、社会各方面の意見を集め、また検討を重ねられましたけれども、その後またその仮案は、仮案として発表されただけで、とうとう国会に提案されて正規の改正案になるというふうな目を見ないでそのまゝになつてしまつたというのがこの仮案でございます。

○秋山長造君 やはり準備草案と同じ形で発表されたわけですね。法務当局、当時の司法省の案として発表されたわけですか。

○政府委員(川井英良君) 大体同じような趣旨であつたように思ひます。

○秋山長造君 それだけの大部なものが一応まとめられて発表されたにもかかわらず、その後、やはり当時も法制審議会、何かそういうものがあつ

たんでしうが、そういうところでの議論にもならず、またそこへ諮問もされないままに済んでしまつたというものでしうか。それからまた、発表されたまま済んでしまつたということについては、これは何か当時内容的についての問題点がありにも多くて、學者の意見がもうとても調整できの見通しがないというふうなことでそのまゝになつたんでしうか。あるいは、社会、経済、政治を取り巻くいろいろな情勢があつて、そのために一貫してこういう基本的な問題と取り組むだけの当時国家的な余裕がなかつたということでもそのまゝになつたんでしうか。

○政府委員(川井英良君) いろいろな見方がありますけれども、私もいまから文献をいろいろ読んでみまして、いま仰せになりましたあとのほうの事情でもって正規の改正にはならなかつたのじゃないかというふうに見ております。

○秋山長造君 一応はあの諮問をされたのですか。

○政府委員(川井英良君) 当時はいまのような制度化された法制審議会がなかつたようでございます。

○秋山長造君 二百十一條の問題に入りますが、二十二年に改正をされて、そうして重過失致死傷に関する規定が追加されておりますね。今回の改正については、先ほど局長がおっしゃつたように、悪質な交通事故が非常にふえた。それから実際の量刑の実情が、最高刑が科せられる事例が非常にふえたわけですね。いわば頭打ち現象を呈しているわけですが、二十二年のこの改正というのはどういふ事情があつたのですか。

○政府委員(川井英良君) 業務上過失致死傷という場合の、この業務というところにつきまして、御承知のように、判例がだんだん確立してきまして、解釈はかなり広いわけでございます。營業のためだけにそういう運搬業務をしているとか、あるいは危険な業務に従事しているというだけでは

ありませんで、たとえば特別な免許を必要とするという業務でありまして、無免許で長い間もぐりでそういうふうな業務を行なつておつたというふうな人がたまたま事故を起こしたというふうな場合には、無免許の業務でございますけれども、刑法二百十一條の適用の面ではそれを業務と見るのだというふうなことに、判例がだんだん解釈が確立されてきたわけでございます。ところが、その後における科学の進歩といふことが、社会の、産業の発展とともに、そういうふうな特別な免許とか何とかという業務を必要としないもの、あるいは永続的にもぐりでやつてこなくてまたまた簡単にそういうふうな仕事をやるのでございまして、いろいろな業務のものもたくさん出てまいりました。たとえば、学生がふつと、トラックがとまつているといふことで、学校で習ひ覚えたる知識をもとにして動かすといふと簡単にトラックが動くといふような例もよくある例でございますので、高等学校の生徒が学校の帰りにふざけてとまつておつたトラックに乗つて百メートルばかり運転してしまつた結果非常に大きな事故を起こしてしまつたというふうな事例も間々出てきたわけでございます。そういうふうなものをそれじゃどういふふうにして処理するかということになりますと、これはただたまたま一回しかそれをやらなかつたというふうなことになるかと、これは判例の解釈によりまして業務といふことにはなりませんので、普通の過失致死傷罪というふうなことになりますけれども、公平の観点から考えてみますとそれはいかにもおかしい、勉強をして正規の免許を受けてやつてゐる人は重くなるし、そうでない者はばつと一回だけふざけてやつて大きな事故を起こしてしまつたというふうなものを特に軽くする理由はないじゃないかというふうなことから、業務上過失致死傷と並べまして、重過失で同じような事故を起こしたというふうな場合には業務と同じようにしていいんじゃないかというふうなところから、二十二年の改正で重過失致死傷をそこに加えるよう

ありまして、たゞ特別な免許を必要とするという業務でありまして、無免許で長い間もぐりでそういうふうな業務を行なつておつたというふうな人がたまたま事故を起こしたというふうな場合には、無免許の業務でございますけれども、刑法二百十一條の適用の面ではそれを業務と見るのだというふうなことに、判例がだんだん解釈が確立されてきたわけでございます。ところが、その後における科学の進歩といふことが、社会の、産業の発展とともに、そういうふうな特別な免許とか何とかという業務を必要としないもの、あるいは永続的にもぐりでやつてこなくてまたまた簡単にそういうふうな仕事をやるのでございまして、いろいろな業務のものもたくさん出てまいりました。たとえば、学生がふつと、トラックがとまつているといふことで、学校で習ひ覚えたる知識をもとにして動かすといふと簡単にトラックが動くといふような例もよくある例でございますので、高等学校の生徒が学校の帰りにふざけてとまつておつたトラックに乗つて百メートルばかり運転してしまつた結果非常に大きな事故を起こしてしまつたというふうな事例も間々出てきたわけでございます。そういうふうなものをそれじゃどういふふうにして処理するかということになりますと、これはただたまたま一回しかそれをやらなかつたというふうなことになるかと、これは判例の解釈によりまして業務といふことにはなりませんので、普通の過失致死傷罪というふうなことになりますけれども、公平の観点から考えてみますとそれはいかにもおかしい、勉強をして正規の免許を受けてやつてゐる人は重くなるし、そうでない者はばつと一回だけふざけてやつて大きな事故を起こしてしまつたというふうなものを特に軽くする理由はないじゃないかというふうなことから、業務上過失致死傷と並べまして、重過失で同じような事故を起こしたというふうな場合には業務と同じようにしていいんじゃないかというふうなところから、二十二年の改正で重過失致死傷をそこに加えるよう

ありまして、たゞ特別な免許を必要とするという業務でありまして、無免許で長い間もぐりでそういうふうな業務を行なつておつたというふうな人がたまたま事故を起こしたというふうな場合には、無免許の業務でございますけれども、刑法二百十一條の適用の面ではそれを業務と見るのだというふうなことに、判例がだんだん解釈が確立されてきたわけでございます。ところが、その後における科学の進歩といふことが、社会の、産業の発展とともに、そういうふうな特別な免許とか何とかという業務を必要としないもの、あるいは永続的にもぐりでやつてこなくてまたまた簡単にそういうふうな仕事をやるのでございまして、いろいろな業務のものもたくさん出てまいりました。たとえば、学生がふつと、トラックがとまつているといふことで、学校で習ひ覚えたる知識をもとにして動かすといふと簡単にトラックが動くといふような例もよくある例でございますので、高等学校の生徒が学校の帰りにふざけてとまつておつたトラックに乗つて百メートルばかり運転してしまつた結果非常に大きな事故を起こしてしまつたというふうな事例も間々出てきたわけでございます。そういうふうなものをそれじゃどういふふうにして処理するかということになりますと、これはただたまたま一回しかそれをやらなかつたというふうなことになるかと、これは判例の解釈によりまして業務といふことにはなりませんので、普通の過失致死傷罪というふうなことになりますけれども、公平の観点から考えてみますとそれはいかにもおかしい、勉強をして正規の免許を受けてやつてゐる人は重くなるし、そうでない者はばつと一回だけふざけてやつて大きな事故を起こしてしまつたというふうなものを特に軽くする理由はないじゃないかというふうなことから、業務上過失致死傷と並べまして、重過失で同じような事故を起こしたというふうな場合には業務と同じようにしていいんじゃないかというふうなところから、二十二年の改正で重過失致死傷をそこに加えるよう

ありまして、たゞ特別な免許を必要とするという業務でありまして、無免許で長い間もぐりでそういうふうな業務を行なつておつたというふうな人がたまたま事故を起こしたというふうな場合には、無免許の業務でございますけれども、刑法二百十一條の適用の面ではそれを業務と見るのだというふうなことに、判例がだんだん解釈が確立されてきたわけでございます。ところが、その後における科学の進歩といふことが、社会の、産業の発展とともに、そういうふうな特別な免許とか何とかという業務を必要としないもの、あるいは永続的にもぐりでやつてこなくてまたまた簡単にそういうふうな仕事をやるのでございまして、いろいろな業務のものもたくさん出てまいりました。たとえば、学生がふつと、トラックがとまつているといふことで、学校で習ひ覚えたる知識をもとにして動かすといふと簡単にトラックが動くといふような例もよくある例でございますので、高等学校の生徒が学校の帰りにふざけてとまつておつたトラックに乗つて百メートルばかり運転してしまつた結果非常に大きな事故を起こしてしまつたというふうな事例も間々出てきたわけでございます。そういうふうなものをそれじゃどういふふうにして処理するかということになりますと、これはただたまたま一回しかそれをやらなかつたというふうなことになるかと、これは判例の解釈によりまして業務といふことにはなりませんので、普通の過失致死傷罪というふうなことになりますけれども、公平の観点から考えてみますとそれはいかにもおかしい、勉強をして正規の免許を受けてやつてゐる人は重くなるし、そうでない者はばつと一回だけふざけてやつて大きな事故を起こしてしまつたというふうなものを特に軽くする理由はないじゃないかというふうなことから、業務上過失致死傷と並べまして、重過失で同じような事故を起こしたというふうな場合には業務と同じようにしていいんじゃないかというふうなところから、二十二年の改正で重過失致死傷をそこに加えるよう

にしていただいたというのが大体のいきさつでございます。

○委員長(北條八郎) 質疑の途中であります。この際委員の異動について御報告いたします。本日、日高広為君及び谷村貞治君が委員を辞任され、その補欠として紅露みつ君及び増原恵吉君が委員に選任されました。

○秋山長造君 今回の改正は、たとえばこのいただいた資料を拝見しても、相当改正せざるを得ないという角度から、ずいぶんいろいろな具体的な統計等を根拠にされているわけです。そうして悪質交通事故が非常に多いという具体的な理由をあげておられるんですが、で、二十二年のこの重過失致死傷に關する改正をやられたときの理由が、いまおっしゃったようなことならば、終戦後のあの非常な混亂していた当時ですわね。二十二年、そういうときに特にこの二百十一条に限ってその改正をされるということとはちょっとびっくりしない。いまおっしゃったようなことなら、何もいまに始まったことじゃないので、常時昔からずっとあったことだろうと思ふんですが、だから、いつかは改正しなければならぬと改正の必要に迫られながら、いろいろな事情で四十年間もほらうっておかれたのが、たまたまこの段階で改正ということになったのか、それとも何か当時の、いまでいえば交通事故が非常に多いというように目に見えぬ何か理由、二十二年にこれだけの規定を追加せざるを得ないという具体的な何か事情があったんでしょうか。

○政府委員(川井英良君) 説明がたいへん足りませんで申しわけございませんが、この二十二年の刑法の改正は、六法全書をこらんだいたいてもわかりますように、非常に大きな改正でございます。これは、いまの現行憲法が施行されることになりまして、その憲法の精神に沿わないような規定を一斉に落とす、同時にまた新しく憲法に盛られました平和主義といふか、あるいは人命尊

重の考え方といふか、そういうふうなものを前面に大きく出して、刑法のいわば一種の體質改善的な改正を行なったのがこの二十二年の改正でございます。

そこで、ただいま申し上げました重過失致死傷は、重過失致死傷だけに理由を限定して申し上げましたので趣旨が徹底いたしませんでしたけれども、これはあわせて暴行とかその他人生命に影響のあるような刑を一齐に整備する、あるものはそれを引き上げるというふうなことをやっておりますので、重過失致死傷もそういうふうなものの一環として一応取り上げられた。あわせて、いま申し上げましたようないろいろな理由がありましたので、重過失致死傷は新しく二百十一条に加えるに至ったというふうなのがこの二百十一条に重過失を入れるに至った遠因的な理由と近因的な理由でございます。

○秋山長造君 二十二年の改正は相当大きい、こういう基本法の改正としてはこれはもうちょっと普通の場合に考えられない規模の大きい改正とおっしゃるのとおりですが、ただしかして、その改正といふまでも、大部分は削除されておりますね。いままでの旧憲法体制のもとでは是認されないような条文が全面的に削除されていただけですね。したがって、いま議論しておるような意味の改正といふのはわずかに数点ですわね。いまおっしゃったような重過失とか傷害だとか脅迫だとかというふうな重過失だとか脅迫だとかというふうな点についての改正といふことは、これはまあ具体的な特殊な事情というふうなことが何も根拠にならなくとも、まあわかるわけですね。二百十一条の改正については、やはりいまの場合は交通事故といふものが非常にふえて、しかもその中に悪質なものが非常にふえているとおっしゃるような一つの具体的な事情、根拠というものがあつたというふうに説明されているわけですが、そうすると、今回の改正に見合うような特別な当時のころ何か、どうしても重過失致死傷という規定を入れなければ

ば当時の現行法ではこれはさばき切れぬという何か特別な事例があつたんですか。ああいう戦争直後の混亂した中で何かあつたんですか。そういうことじゃなくて、やっぱりほかの潰瘍とか傷害とか脅迫とかという条文を手直しすると同じような意味で、一般的な観点から手直しをしたというふうなことでしょうか。

○政府委員(川井英良君) まあ、この脅迫罪とか、あるいはわいせつ罪とか、あるいは公務員の特別職務権限用罪とかというふうなものを一齐に刑の引き上げを考へております。一面において、先ほど御指摘のように、憲法の精神に沿わないものは削除するといふような措置をとっております。で、この過失致死傷罪といふものは、戦前から、先ほど申し上げましたような業務の解釈と関連いたしまして、これを特に軽く処罰するといふのはおかしい、重過失の場合においては同じように処罰してもいいんじゃないかというので、必ずしもそういう事例が多くなつたといふことではございませんで、そういうふうな裁判の上でもって不合理性が前から指摘されておつた、こういうことが事情になつておりましたので、二十二年の改正の際に、特に人命尊重というたてまえから低いものを上げると、それは憲法の精神に沿うてはな

いかという大きなたてまえのもとに、従来から不合理性を指摘されておつた重過失致死傷罪をこの二百十一条の中に織り込んだというのが真相でございます。

○秋山長造君 そうしますと、何か特別な、こういう具体的な事例が非常にふえたからということではないに、刑法が制定されてからまあ当時の段階でいへば四十一年はかりたつておるわけですね、その四十一年の学説の積み重ね、それから判例の積み重ね、そういうものの上に立つてこの改正は行なわれた、したがって、時期的にいへばもっと早く改正をしてしかるべきものであったのが、まあいろいろな事情でこのときまで延び延びになつておつたというふうな受け取つておけばいいわけですか。

それから、さつき大正十五年に発動されたままになつたという改正刑法法案ですね、この中ではやっぱりこの二百十一条の規定はそういうふうに一応なつておつたのかどうか、両点についてお伺いいたします。

○政府委員(川井英良君) 仮案には重過失致死傷が入つておるはずでございます。

○秋山長造君 それから前段のほう。

○政府委員(川井英良君) 大体おおむねお説のとおりだと思います。ただ、よいなことですが、刑を特別上げるという改正ではございませんで、二百十一条の中に新しい類型を一つ取り込むと、こういうことでございまして、特別事件がふえたとか何とかというところじゃなくて、不公平性、不合理性をそこで解消したいというふうな点でございまして。

○秋山長造君 そうしますと、このいまの場合、今回の改正といふことが、これは昭和四十三年という時点がね、やっぱりこの改正の理由としてあるわけですね。四十三年という時点が、歴史的に見て交通事故等が非常に急激にこうふえておりましたね。まあグラフを書けばこう山になつていくことになるだろうと思ふ。この昭和二十二年といふのは、そういう意味では別に特別な意味はないわけですね。ただ、長年改正さるべくしていろいろな事情で延び延びになつていったのが、たまたまこの機会に、新時代にそぐわないようないろいろなこの条文を削除したり何かする、大きな手直しをするたまたま機会が来たから、そのときに、いままで延び延びになつていたけれども、ついでにやっただけだと、この程度に解釈したらいいんですか。

○政府委員(川井英良君) 大体そのとおりでございます。

○秋山長造君 それで、いま大体沿革的なことはわかりました。

そこで、交通事故が非常にふえておる……
○龜田得治君 ちょっと関連して聞いておきますが、例の刑法の百十七条の二ですね、業務上並び

に重過失による失火のやつですね、これは昭和十六年に追加になっているわけですね。だから、刑法の仮案等においてそういう考えがずっと出ていたというところであれば、昭和十六年の改正のときに当然二百十一條についても同じような改正があつてしかるべきなんですけれども、それはどうして失火の点だけしか具体化されなかったんですか。

○政府委員(川井英良君) いまそこまで詳しく研究しておりませんが、十六年のときには全然問題にならなかったわけではなくて、私の記憶では、十六年の際にもいろいろ全般にわたつての検討が一応なされておつたと思ひます。ただ、何といひますか、いわゆるその業務の解釈の判例の確立とか集積とかいうようなことも、かなりその当時の資料の中には分厚い研究した資料が見えておられますので、その辺のところ、失火の場合とそれからいまだ人命に損傷を与えたりするふうな場合との関係でもって、必ずしもそこがきちんと調整がとれなかったといひますか、たとえば今度の改正でも、二百十一條のほうを刑を上げるならば、百十七條のほうについてもすべきではないかというふうな御指摘も当然出てこようかと思ひわけでございますが、特にこの人命に影響のあるもの、それから非常に、何といひますか、事実上適用の多い、事件の多いもの、そういうようなものについて一部改正というのを行なつていくのが筋ではないか、一斉に過失事故を上げるというふうなことは一部改正としては慎むべきではないかというふうな観点から、今度もぜひふんそこで刑の調整に苦勞したわけでございますけれども、二百十一條のほうは適用の事例も百十七條に比べて比較にならないほど圧倒的に適用事例が多いということ、片方は失火で直接物に対する損傷でございますけれども、片方は人命に關係のない条文、片方は非常に事件も多いし、また人命に影響があるということで、急遽二百十一條のほうだけの改正を發議したというふうな事情に相なつておりまして、その十六年の改正の際にも、全く同じじゃ

ありませんけれども、ほぼ同じような考え方が働いてそういうふうな結果になつたのではないかとはいふにいま考えております。これはひとつペンディングにしたいと思ひます。もう少し勉強させていたたいて、適当な次の機会に正確にまたお答えを申し上げさせていただきますと、こう思ひます。

○龜田得治君 まあ私の質問のときにお詳しくお聞きしますが、百十七條の二の場合は物に対する侵害、二百十一條の場合は人に對するものですからね、むしろこのほうを重視しなきゃならぬかもしれない。にもかかわらず、軽いほうが一輕いといひますか、これはまあ見方によりましてお答えもあつたやうですが、そのほうが先にこの刑法の中で取り上げられて、そして人身のほうがあつたやうなところ、そのいきさつがちょっと了解がでないわけですね。で、おそらく今度の準備草案では、失火の場合はこれは五年にするというふうなことはなつておらぬのでしよう、その点は、そうしますと、その改正の経過が何かバランスがとれておらぬというふうな感じが持たれるわけですが、まあそういうところから見ても、二百十一條だけを取り上げてはたしていいのかどうか、そういう点が非常に問題になると思ひます。政府自身がこの二百十一條を軽く扱つてきているわけですね、百十七條より、経過から見ると、その辺がはなはだちよつと、なぜ一体これがおくれたのか。刑法の仮案の當時にすでに問題になつておるといふものが、どうして昭和十六年に百十七條と一緒に具体化しなかつたのか。まあ議論はあつたといふにいまお答えがありましたけれども、ね。そこら辺、もう少し、想像しなすに、経過を明らかにしてほしいと思ひます。これはまあ要望しておきます。

○國務大臣(赤間文三君) いま龜田委員の御質問であります。私はやはり、だんだんにこの民主主義が進んで、文化が進んでくると、人命尊重というところに重きを置く。今度の二百十一條の改正も、これはもうとりもなおさず、日本の文化が進んでくると、人命尊重の点から私たちが皆さんにお願いをするようになっておるので、それで、これはやはり、だんだんに進んでくると、ますます人命尊重という線に、法律が私たちがそのほうに動いてくるのはもう当然だと思ひております。そして、しかも急激に自動車の数が増えて、そして予想以上に六十何万というふうな死傷者がふえるというふうな、そういうふうなふうなまた事情とあわせて、どうしてもこれはひとつ早くお願いをして人命尊重を達成したい、そういう点が相当この中にある、かように私は考えております。

○龜田得治君 まあ法務大臣、えらい結論を急いで言われますけれどもね。まあその前に、刑法の仮案當時に問題になつていたことをそれなりに考へていたわけですが、だから、それがなぜ昭和十六年に具体化しなかつたか。そのころは戦争中で、人命はあまり尊重しとらぬからあと回しということになつたのか、それはどうかわかりませんが、その経過を客観的にひとつ事実として説明をしてほしい。人命尊重ということはいふことですがね。

○政府委員(川井英良君) 正確には當時の記録を調べてまだ正確にお答え申し上げたいと思ひますが、過失致死のほうはすでに過失致死罪としてかなりの刑罰を盛つた刑がありますので、おそらく失火罪の刑を十六年に引き上げて、同時に業務上失火とそれから重過失失火といふものを新しくつくつたといふときに、その刑の比較において、その當時においては重過失致死を設けないうで、従来の過失致死の刑で足ると、こいうふうなことで、刑のバランスの關係から一応見送られてきたんじゃないかといふふうに一応考えておりますけれども、詳細は正確にはまた調べた上でお答えをさせていただきます。

○秋山長造君 いまの龜田質問で私もちよつと気づいたんですが、昭和十六年のあの非常時のさ中ですね、そのときにあえて刑法典の改正が行なわれているわけですし、それから大正十年にも行なわれております。いまの資料を後刻お出しになるときに、その十六年の改正された改正点、失火のことはいまおっしゃつたわけですが、それ以外の点にどういふ点があつたのかといふこと、それから、大正十年の改正のときには、どういふ事情で、どういふ点が改正されたかといふことを、あわせてひとつ後刻お示し願ひたいと思ひます。

○政府委員(川井英良君) 「刑法の改正経過と對照表」といふ資料が作成されておりますので、これは提出させていただきます。そしていま御指摘のこの年度の改正はこいうふうな趣旨から行ないましたという説明をすることにいたします。

○秋山長造君 そこで、さっきの本論に戻りますが、とにかく交通事故が非常にふえた、特に悪質な事犯が非常にふえたといふことがもう最大の動機になり、また提案の理由にもなつておられるわけですが、そこで最近の交通事故、その中にはもちろん悪質であるかといふことも全部含まれておられるわけですが、交通事故がやたらに発生しているわけですが、その交通事故の発生している中から、おのずから比率の一つの傾向といひますかね、この間逐条説明のときにも、たとえば頭書きはおつしやつたわけですが、飲酒運転、それから無免許運転、それから無謀運転、こいういふものを特にあげられて説明をされたわけですが、一般的に最近の交通事故の特徵的な問題点といふのはどういふことがあります。

○政府委員(川井英良君) 交通事故だけに限定して申し上げますと、ただいま御指摘のような三悪ものを調べた結果によりますと、大部分が飲酒をした上の運転事故であつたといふようなこと。それから、必ずしも大部分とは申しませんが、免許がなくて、しかも未熟な者であつて免許を持たない者の運転の結果大きな事故を起こしたといふふうなこともかなり出てまいります。それから多くは、無謀なスピード運転と申しましようか、二十キロから三十キロくらいオー

パーした高速度の運転、あるいは信号無視という
ようなものによるところの大きな事故というふう
なもの、非常に事故の面から見ますというふうに
立った存在でございますので、私も、この種の
ものにつきましては、特に重い刑罰をもって臨ん
でいくというのが、国民感情にも沿うものではな
いでしょうかというふうな考え方を持っておるもの
でございます。

○秋山長造君 こうした飲酒運転、無免許運
転——無免許運転の中身は、俗に言う未熟運転と
いうことも含まれていて、それから無謀運転——ス
ピード違反だとか信号無視だとかいうものもひっ
くるめて無謀運転。大体この三つが最近の交通事
故の最も特徴的なものなんだと、それは今日ただ
いまの交通事故の実態からいっても依然として変
わりはないということですね。そうすると、まあ
われわれこの刑法改正の角度から交通事故の問題
点を求める場合には、やはりこの三つが中心にな
りますか。

○政府委員(川井英良君) この三つに一応集約さ
れるような無謀運転というふうなものは、やはり
一番問題ではないかと、こう思います。
○秋山長造君 そして、その中でも圧倒的に多い
のが飲酒運転ということですね。
申すまでもないことですが、この二百十一条に
該当する事犯というのは、何も交通事故だけでは
ない、ずいぶんたくさんあるわけですが、この二
百十一条に該当する事犯の中で交通事故というも
のが一体どのくらい割合を占めておるか、そ
れただ抽象的なことでなしに、何か統計数字をお
示し願えますか。

○説明員(石原一彦君) 秋山先生仰せのとおり、
刑法二百十一条は、あらゆる業務上過失致死傷事
件あるいは重過失致死傷事件を含みますので、ひ
とり交通事故に限らないわけです。統計的に申し
上げますと、実は昨年一月一日から十二月三十一
日まで第一審で有罪判決がありました九千三百
十七人につきまして分析いたしました。その結果、
九・三%に当たります九千二百五十二人が自

動車——この中には原付と称します小さな自動二
輪車も含まれておりますが、それも含めまして自
動車によるものでございます。したがって、
残りの〇・七%の六十五人が自動車以外のもの
と、かようになっております。

○秋山長造君 いまのは何年の統計ですか。
○説明員(石原一彦君) 昭和四十二年一月一日か
ら十二月三十一日までの間に第一審の裁判所で言
い渡された被告人の数でございます。有罪になり
ました被告人の数でございます。

○秋山長造君 四十二年について九・三%とい
うことですが、これは四十一年、四十年、三十九
年と、その前の二、三年間ぐらいの同じような数
字ありませんか。
○説明員(石原一彦君) もっともな御質問でござ
いまして、実は私どものほうで、第一審で有罪に
なりましてののみならず、略式命令になりました分
も含めて調査しようと思つたのでございしますが、
現在、業務上過失致死傷を全部含めて、有罪にな
りますものが年間二十万件に及んでおるものであり
ます。過去にさかのぼりますと相当の事務量にな
りまして、なお、検察庁で判決原本を保管いたし
ておりますときに、必ずしも業務上過失致死傷事
件だけを別にしておるわけではございませんで、あ
らゆる事件が年度別に編さんされておる関係から、
多忙な検察庁にその点を要求することができま
せんので、とりあえずただいま申し上げました
四十二年度につきまして調べた次第であります。

○秋山長造君 今回の改正は、最初昭和四十年に
出されたわけですが、そのときの改正理由も
やっぱいいまの改正理由と同じことになってい
る。したがって、そのときに、当然そういう資料
を要求されたと思うのです。また、あなたの方
でも、その要求に基づいて、四十年から——まあ
その年の途中ですから、四十年の資料については
おっしゃらなかったと思うけれども、三十九年あ
るいは三十八年あたりの何か数字というものはお
示しになったんじゃないかと思うのですが、あり
ませんか、三十八年、三十九年、四十年。

○政府委員(川井英良君) 三年間にわたって長ら
くいろいろやりまして、いろいろな数字を山のよ
うに集めたために、どこにそういう数字があるの
か——少し間違つておりましたが、いま課長が申
し上げた数字のほかに、別の角度から自分で
調べて持っておりますので、四十一年度中に第一
審の有罪判決がありましたのは八千四百二十三
人でございます。その中で自動車によるものが八
千三百五十二人でございます。したがって、自動
車以外によるものは七十一人ということござい
ますので、先ほどの四十二年度とはほとんど変わ
らないパーセンテージになると思います。それから
四十年度は、言い渡し人員が合計七千三百十三
人でございます。四十年度は、その中で自動車
が七千二百二十名でございます。したがって、そ
の他が九十三名ということになりますので、大体
同じ程度の数字、パーセンテージ、百分比とい
うことになろうかと思つております。

○秋山長造君 そこまでおっしゃったんなら、つ
いでに正確なパーセンテージというものはいま出
しませんか、これはあとで計算すれば出るんでは
ないか。
○政府委員(川井英良君) 四十一年度は、自動車
が九・二%でございます。
○説明員(石原一彦君) 失礼いたしました。四十
年度は、ただいま局長が申し上げましたように、
資料がございまして、自動車の分が九・七%、
したがってそれ以外が一・三%ということにな
っております。

○秋山長造君 自動車によるものがいすれにして
も若干ずつパーセンテージが上がっているの推
移がこれでわかるわけですが、自動車による事犯
がふえたということはどういう事情によるのか御判
断になっておるのですか。たとえば、それだけ飲
酒運転がふえたんだとか、無免許運転がふえた
んだとか、無謀運転がふえたんだということもあ
るいはあるかもしれないが、ただそういう現象面
だけでなしに、やっぱりその根本としては、自動
車そのものがうんとふえてきたとか、あるいは交

通安全対策が自動車のふえていくのにとでも追っ
つけないというふうな事情もあるのじゃないかと
いうことを思うので、そのパーセンテージがこう
上がってきた背景になつておる事情というものは
相当やはりいろいろなことがあるんじゃないかと
思ふのです。このパーセンテージの上がつてきた
その背景について当然御研究になつておると思
うのですが、どういふ事情ですか。

○政府委員(川井英良君) 自動車の事故がふえて
きた——相対的にふえてきたという理由は、何と
申しまして、自動車の台数が一挙に激増してき
たということがやはり一番大きな原因だろつと思
います。自動車の激増に沿ひまして、道路の設
備、あるいは自動車そのものの整備、ないしは自
動車を運転する人の教養といひますか、教育とい
ひます。あるいは、そういうふうなものがそれに
ついていけないというふうなことが事故が非常に
ふえたという大きな原因であることは、もう異論の
ないところであらうと思つております。

ただ、私は、それにしまして、先ほど御指摘
のありましたような悪質な重大事件がふえてくる
ということは、またそれにプラスしまして別な要
因が考えられてくるのじゃないかというふうな
気がしておるわけでございます。
○秋山長造君 前段の一般的な原因としては、私
もおっしゃるとおりだと思つております。これはもう
あれこれ言つてみても、もう車そのものの数が圧
倒的にふえて、しかも、道路だとか、車そのもの
の構造なり整備状態なり、あるいは運転者の個人
的ないろいろな事情というものがそれにとても
追いついていかぬという、そこに無理が行なわれ
ておる、その無理から交通事故が出てきている、
そこまではわかる。しかし、それだけでなし
に、別な要因として、悪質な——そういう事情に
かわらず、それとは別に、たちの悪いのがふえ
てきたんじゃないかという、その点なんですか
ね。おっしゃる悪質なのがふえてきたというのは、
それはどういふ事情でそうなつてきたんでしょ

うか、どういふようにお考えになつてゐるのですか。

○政府委員(川井英良君) これは一がいに割り切つてどうだといふに判断はできない問題だと思ひます。しかしながら、先ほどあげましたような三つの特に無謀な原因といふふうなもの、私やっぱりこれは人間の問題ではないかと思ひます。主として、酒を飲んで運転すれば、注意力が散漫になつてゐるという事は、これは科学の裏面するところではないかと思ひます。それから、無免許運転といふふうなものをどういふときに、それから著しい無謀運転といふふうなものは、これはいかに道路を整備したとしても、いかに自動車改造したとしても、急激には直らない問題だと思ひます。いまあげましたような三つの事柄といふものは、ほかの要因もありましたけれども、主として自動車を運転する人の問題ではないか、こういふふうな考へておられます。しかば、その人をそれじやないか、ふうにまた見ていくんだといふことになりまうといふと、たとえばトラックを運転するといふふうな人、非常に過激なノルマを課するといふふうなことで、過勞の結果、居眠り運転するとか、あるいはとても普通の状態では行けないので、一ぱい酒をひつかけて、そしてときに感情を刺激して、意識を刺激して運転していくといふようなことも、人の世界では間々あることと考へておられます。私も人の問題だと。だから、刑だけ上げれば片がつくんだといふふうには、必ずしも簡単に割り切つておりません。人間の問題と考へたいたしなから、その人間の問題といふものをよくよく人間の知恵でもつてうまくかかつていくといふためには、いろいろな方面からの総合的な施策、対策といふものがやはり必要であらう。ただ、早く結論を申し上げてはいけませんけれども、刑法のこの改正といふものは、その点について一つの対策にはなるんじゃないか、しかもそれは有力な一つの対策といふものになるんじゃないか。

かといふ確信に基づいておられます。

○秋山長造君 この資料の最後のところに、重大な事故の事例がたくさん載つておられますが、この重大事故といふものは、一般的な交通事犯といふものが、さつきおっしゃつたように、数字の上でも、パーセンテージの上でも、上向きになつてゐることはわかりましたが、その中でいふゆる重大事故といふものがどういふ傾向をたどつてゐるのか。それからまた、重大事故といふものは、それぞれ一つ一つ特色もあるんでしうけれども、それらに共通した最大公約数の一つの傾向といふもの、あなた方専門家だからつかんでおられるんじゃないかと思ひますがね。そういう重大事故の推移、それからまたそのいろいろな重大事故を通じてくみ取れる一つの傾向といふふうなものが知りたいと思ひます、ちよつととばく然としたお尋ねなれども。

○政府委員(川井英良君) この資料の中に、百十何例の重大事故なるもの、すなわち二年以上の休刑がいつたといふふうなものを収録してございまして、私も、手元で、これらのものについて、いろいろの傾向のあるものをつかまうと努力いたしておられますけれども、この資料をこらんだいては、わかりません。ただいま仰せのような最大公約数的なものは必ずしも出ないと思ひますが、むしろそれぞれ、その事故一つ一つに個性があるといひます。特性を持ったものがあるといひます。しいてあげれば、この中で飲酒運転したといふのがかなり多いですし、また無免許運転といふものも出てまいりますし、それから、先ほど申しましたように、いわゆる無謀運転に類するものも出てまいりますけれども、すべてその三つに集約されるかといふと、必ずしもそうではございせん。いろいろな形態のものがここにでてきてゐるようございまして、しいて言へば、やはり一番中で多いのは、飲酒による運転といふのが多いんじゃないかといふ程度のところ、御指摘の、しいて言へば一つの共通性といふような

ことであげることができないのではないかという程度でございまして。

○秋山長造君 やっぱり、そうしますと、交通事故の問題、あるいはそれに対する対策を考へる場合、これは酒をどうするかといふことがもうすべてひつかかつてゐるわけですね、いままでのお話から聞いておられます。さつき、刑事法特別部会では酒の問題一応結論が出て新聞に載つたといふ話が出たわけですが、それによれば、酒を飲まないでしうで運転をすれば、これはもういふところの事犯は減る、交通事故は減る。したがつて、二百十一条の改正にこう手こずる必要もないだらうと思ひますがね。それと、やはり酒、アルコールといふものがここでもう圧倒的な重みを持つてゐるのです。これは一法務省の問題でなしに政府としての問題かもしれぬですけれども、何か酒をどうするかといふことについて対策ありませんか。

○政府委員(川井英良君) この百十何例の中で、多いと申しましたが、飲酒が百何例もあるといふわけではございせん。しかしながら、悪質なか中に酒を飲んでいた者が比較的に多いといふことは、これはもう申し上げるまでもない事実でございまして。この酒酔い運転につきましては、道路交通法の中に、酒酔い運転をしてはいけないといふことで、事故を起こさなくても酒を飲んで車を運転しておつたといふだけで刑罰にかかるような法律が、一つは法律の刑罰の対策の面ではできております。それから、私もさういふ事案を扱ひまして、行政当局のほうに、ハイウエーなんかで酒を売つてゐるようなことが新聞紙上にもよく出てゐるし、私もさういふところを見まして、はなはだ適當でないじゃないかといふようなことから、その所管する行政当局のほうへは、檢察当局の意見といたしまして、酒の販売をさせないといふふうな手段はとれないものかといふこと、かなり前から強い要望をしてあるところと考へております。この点につきましては、いままでも政府当局

のいろいろな対策、説明によりましますといふと、行政指導で自衛的に——これを自衛させるということでもつて非常に強い指導はいたしておるようでもありますけれども、全く酒を売らないという措置はなかなかとれないよう、運転手は飲まないけれども車に乗つておつたお客さんが飲むのだといふような弁解が容易になされておられますので、これを強制的に法律で禁止するといふことはいろいろな面から見て非常に困難だ、しかし自衛をして運転者には売らないといふことで大いに行政指導をやつてゐるのだといふような説明もございまして、それから、先般、運転手に酒を売り、そしてその人がまた続けて車を運転していくのだといふことを承知の上でもつてあえてアルコール類を提供したといふふうな人は、この酒酔い運転の共犯になりはしないかといふふうなことで、檢察庁におきましては、はなはだしくこの常軌を逸したような酒の販売は、いふやうなものにつきましては、酒の販売しないと同時にその運転者と酒を飲んだといふやうな者につきましては、酒酔い運転の共犯としての刑事責任を問ふことができないかといふやうなことで、刑事的な面でもございまして、さういふふうな二、三の例を起訴したといふやうな例も今日あらわれてきておられます。行政的、司法的な面と相まって、この点についてのもつと強力な手を打つ必要があるんじゃないかといふふうには考へております。

○梶原茂嘉君 ちよつと関連。いまの酒の問題です。道路交通法によると、一年以下の懲役と規定しております。先ほどの数字の中に、別段不注意で人を殺傷するといふことはないけれども、ただ酒を飲んで運転してそれで処罰されて体刑になったものがどれほどあるかわかりまじうか。○政府委員(川井英良君) 酒を飲んでそのために事故を起こしたといふ数字はなくて、酒を飲んで運転したために、事故は起こさなかつたけれども、道交法で処罰された者の数はどのくらいあるか、こゝに御質問でございまして。

○政府委員(川井英良君) わかりました。いまだまたここに持ってきておりませんけれども、警察庁の統計の中に道交法の違反の数字があがっておりますので、また後刻連絡の上で持ってきてまいります。

○秋山長造君 それはひとつ皆に配ってくださいます。

○政府委員(川井英良君) では資料として委員会に提出するようにいたします。

○秋山長造君 いま局長のおっしゃるとおり、全部じゃありませんけれども、これはもう、あげられたたくさんの方を見ても、ほとんど飲酒運転というものが加わっております。だから、最大中の最大公約数の一つは、飲酒——酒が原因になっていることは間違いないと断定してもいい。したがって問題は、やっぱりその結果起こしたもう一つの事件の責任を問うことももちろん必要ですけれども、しかしやっぱりどうもこれは追っかけごっこのような感じで、まず根本としては、飲酒運転というところと、かたまたまこれはあなただけの手の手をほとんどわすれずに済むようなことになるのじゃないかという気がするわけです。そうなる、やっぱりいままの、道路交通法というものは警察の關係になるわけですが、全部とは申しませんが、圧倒的に道路交通法の百七条の二で禁止されている飲酒運転、これをどうすべきかということになってくるのじゃないか。そこからやっぱ、いきなり刑法の改正をするのでなしに、まず道路交通法あたりで処理するのが先決問題じゃないかという議論が出てくるのは、私は当然だと思えます。私も、いま質疑答弁を交換する中で、いまのところはやはり、いままの議論からいうと、そういう感じが非常に強く持つのです。何ですか、この事件になって、あなたの方の統計数字にあがってきたものに限って出ているわけですが、こういう調査はされておりますか。一口に飲酒運転といいますが、さっき局長のおっしゃる通りに、長距離のトラックあたりで、ちよつとくたぶれたから、路傍のモーテ

ルとかドライブインとか何とかいろいろあるものがありますね、ずつと、ああいうところで運転する途中で酒を飲んで、そうしてまた運転を続けていくという飲酒もあるでしょうし、それから、全然そういうことは関係なしに、何か特別な宴会なんかで酒を飲んで——オーナーの場合に多いかと思ひますが、たまたま自家用車で帰る途中事故を起こすとか人をけがさせたという飲酒があるでしょうし、一口に酒を飲むといつてもいろいろな態様があると思うのですが、そういう態様によって内容を分析されるというふうなことはなさっておりますか、おらぬのですか。

○政府委員(川井英良君) そこまでいろいろ細かい分析をしようといふことが、昨年——四十二年で検察庁が警察から送致を受けた事故だけで約四十五万件あるわけですから、刑法犯の五〇・六〇というところで、今日全国の検察庁は半日は事故だけに追われていっているのが実情でございます。そこで、いまの酒酔い運転とかいふふうなものも重大な事故につながるというふうな傾向は、これは統計の示すところであり、また具体的な事件を見ればおのずからこの結論が出るところでございまして、いま仰せのよう、どういふところで飲んだものか、営業的に区別し、またオーナードライバー——営業であるものとそうでないものを区別するというふうなことは、まだそこまでする段階ではございません。ただ、警察庁のほうは、この道交法の主管官庁でございますので、かなりいろいろの面からの分析、検討をしているところでございます。それからまた、総理府の中にある調査室が専門的にこの交通問題を取り上げて、各関係各省を集めて長い間取り組んできておりますので、そちらの面にはいろいろな角度からの分析が行なわれております。しかし、それらも大体私承知しておるわけでございますが、いま仰せになったような角度からの徹底した分析といふことはまだ行なわれていないやうでありますので、おそらく貴重な御指摘として、今後の私どもの努力目標として、そういう点についても分析を重ねていかなければならないというふうに思っております。

○秋山長造君 私は、総理府の調査室で——いずれまた総理府を呼んでそういう点を少し政策的な面からお尋ねしてみたいと思つておるのですが、やはりそこをもう少し科学的に——科学的というか、合理的というか、系統立ててやはり究明して、そうして対策を考へるというところでなければ、やはりほんとうの根本対策には私はならぬのじゃないかと思つておる。何かこうしりの抜けようなことを一生懸命みんなで追っかけ回して、いろいろな感じがするのです。それも、あまりに圧倒的に多いですからね。飲酒運転がきつかけになつていふ重大事故といふのは、ほとんど九十何何と言つてもいいくらいな比率を全体で占めておるのじゃないかと思つておる。そういう分析はまた後刻聞くと、感じとしてはどうですか、あなたの方の事件を扱われた経験その他からの感じとしては、一体、飲酒運転そのものはあなただけのほうよりも警察のほうに聞かなければいかぬでしょうが、その飲酒運転が原因になつて刑事事件を起こしているという例で、そういうあなたの方の人数をわすらわした事件について、どういふお酒の飲み方をした場合が多いのですか。それから、いまの長距離運転なんかで、トラックの長距離運転の途中でちよつと一ぱいやつて景気をつけてまた運転していくというふうな場合が多いのですか。それとも、全然そういうことは別に、料理屋なんかで会合で酒を飲んだその帰りに起こしたような事故が多いのですか。これは感じとしてはどうですか。

○政府委員(川井英良君) これは感じとしてしましても千差万別で、ちよつと申し上げようがないと思ふのですけれども、少なくとも、ここにあげました百何例の中で、飲酒しておつた者についてさらに詳細記録について検討していけば、飲酒運転で重大な事故を起こした、その飲酒はどういうふうな形で、ちよつと飲んだ酒かといふことは、少し時間

をいただければ検討ができると思ひます。ただ、どうもいままでの印象としては、ほんとうに飲酒したという者はいろいろな形態から出てきておつて、どういふような形の飲酒が多いかといふことはちよつと申し上げられないやうな感じがござい

ます。

○秋山長造君 この改正案の審議中ならつておりますけれども、やはりあなたの方で、その科学的な分析をしたものでなくともいいと思つておるすけれども、少なくともここにあげられている事例について大体のことがつかめれば、またそのときにひとつお知らせいただきたいと思ひます。それが出てくると、これはある程度飲酒運転による事故といふものが、ある程度でなしに、相当程度やはり、政治の手いりか、行政の手いりか、何かそういうものによつて防ぎ得るのではないかと、そうしてたくさんの方がこういふことで人を殺傷して、そうして刑務所に行かなければならぬといふ事態は、相当これは緩和されるんじゃないか、防げるんじゃないかという気がするんです。で、政府のほうで、交通安全国民会議ですか、何かあやう大がかりなこともやられていふし、こういふ交通白書なんかも相当詳細なものが日をかけて出されていふし、それから、政府だけでなしに、府県、市町村なんかでも大ぜいの人が手数と時間と金をかけて安全対策、安全対策といふことでやつていふにもかかわらず、いまのような飲酒運転というやうな——考えようによつては、これはちよつとした心がけですわね、まあ運転しているのだからちよつとほしくてがまんしておこうという気になつてもらへば、もうないで済むわけなんです。そういうことで、みすみす大ぜいの人が犠牲になる、また大ぜいの人が罪に問われなければならぬという事態は相当防げるんじゃないかという気がするんですけれども、だからといつて、どうもアルコールを全然禁止するといふこともできぬでしょうし、そんなことをしたらまた大騒動になるだらうから。だから、少なくとも長距離運転の車なんかの走るやうな主要道路なんかにつ

いては、営業も自由でしうけれども、何らかの形で規制するといひますか、お酒をあまり飲まずに済むような対策といふものを考えなければいかぬと思ふのですがね。そういうことをやうたあとで、第二弾として、まあ一つのやむを得ざる便法として、この方便として刑法改正と、こういう順序になれば、一番好ましいと思ふのです。で、あの交通安全国民会議なんかも、法務省なんか当然有力な構成員として発言しておられるわけですか。

○政府委員(川井英良君) メンバーとして出て、いろいろの発言はいたしております。

○秋山長造君 まあ安全会議のことはまた総理府のほうへお尋ねしますが、そこで、大体最近の交通事故、交通事故についての傾向といふようなものが浮き彫りにされてきたような気がするのですが、交通事故といつても、自動車は圧倒的に多いわけですが、自動車ばかりじゃない。まあ自動車といつても、オートバイもいろいろありますし、それからタクシーもいろいろ、あるいはトラックもいろいろ、ダンブもいろいろ、いろいろありますが、そういう自動車以外の交通機関ありますかね。そういう交通機関の種類、種類といひますかね、その種類別の交通事故、交通事故の発生、発生というものはあるんですか、どうなのか。たとえば鉄道は何か、あるいは電車は何かといふものがね、この資料の中にあります。

○説明員(石原一彦君) 四十二年度につきまして、特別報告を警察庁からとったことがございまして、そのうち二十六人が自動車以外のものですが、二十一人のうち汽車、電車の運転操縦に關係いたしますものが三人でございまして、以下順次申し上げてまいります、同じ汽車、電車でございますが、運転關係でなくて、踏切、信号關係といふのが別にありますが、これが四人でございまして、その次が、土木建築工事の關係がございまして、これが五人でございまして、それから船舶操縦の關係が三人、それから火災關係が同じく三人、それから爆発事故關係が二人、次に什器の取り扱い關係が二人、その他四人、合計二十六人となっております。ただいま申し上げましたのが科刑一年以上の分でございます、これが二十六人でございまして、

なお、そのほか科刑一年未満といふのが三十一人でございますが、この点については内容ははっきりいたしておりません。なお、罰金が八人ございました。この点につきましても、内容は必ずしもつまびらかにしておりません。

○秋山長造君 科刑一年以上ですね、いまおっしゃったのは。

○説明員(石原一彦君) さようでございまして。

○秋山長造君 で、いまおっしゃった六十五人、そのうち科刑一年以上二十六人、その六十五人なり一年以上の二十六人なりの、この事故を起こしたときの状態といふのはどんなんですか。これは飲酒といふのはあまりないですか。その原因はどういふことがあります。

○説明員(石原一彦君) この關係におきましては、おそらく飲酒によるものはないものと思ひます。

○秋山長造君 これはもうそれぞれケース・バイ・ケースで原因も千差万別、しいて求めれば、やはり不注意と言ふか、過失ですからね、そういうことが共通しているといふことだけでしうね。

○政府委員(川井英良君) そういうことでございまして。

○秋山長造君 それから、自動車事故がもう圧倒的に多いですから、自動車事故のことについてだけお尋ねをしますが、この自動車事故の中、あるいはその自動車による事犯の中で、オートバイと職業運転手との統計といふものはあるのですか。

○説明員(石原一彦君) 警察庁關係におきましてはその統計ございせんが、警察で一応交通事故になりましたものについて車種別な分類をいたしましたものはございまして、ただ、いわゆる白ナンバーで、自家用でございまして、もぐりの営業

等をやっているものもございまして、その点は不明でございまして、一応車種別の分類だけではできておるようでございます。

○秋山長造君 それはなにですか、さつき警察のほうの統計を、飲酒運転についての統計を後刻出されるということでしたが、こういうものも何かまとめた統計資料といふものは警察にあるんですか。

○説明員(石原一彦君) ただいま手元にございまして、警察庁の交通局で出しました交通事故統計といふものでございまして、あるかと存じております。

○秋山長造君 じゃあ、それをお願いいたしますね。その詳しい数字はその資料を見ればすぐわかるわけですが、法務省のほうとしてはどういふように見ておられるんですか。たとえば、これも詳しく内容を事件について調べればわかることとでしうけれども、こういう事故を起こしている、重大事故を起こしている、その内容についてはオートバイと職業運転手との比率といふものはどのくらいに見ておられるんですか、大体の傾向でいいです。

○説明員(石原一彦君) 四十年年度の、これも警察の統計によつてはございまして、事故原因の総合計約五十四万七千件のうち、貨物自動車によりますものが約三十万件でございまして、次に、乗用車によりますものが二十五万件程度でございまして、その他は特殊自動車、自動二輪車、原付等でございます。

○秋山長造君 いまおっしゃった乗用車の二十五万といふのは、その中には営業も含まれているわけですか。

○説明員(石原一彦君) さようでございまして。

○秋山長造君 この乗用車の二十五万の中に、これはもう詳しい正確な数字をお尋ねするわけじゃないんですけれども、その事件を扱われて、傾向としてはどうですか、オートバイと職業運転手と大体どのくらいな比率になっているものですか。大体でいいです。傾向だけでいいです。

○説明員(石原一彦君) まあ、具体的な数字を持つておりませんので、單なる印象的なことになりまして、オートバイドライバーによる事故が相当数あると、かように考えております。と申しますのは、いろいろな統計のとり方がございまして、件数だけから申し上げますと、営業車による事故が多いわけでございます。しかしながら、いわゆる走行距離をもとにして計算をし直さなければならぬ事故の多い少ないはわからないのではなからうか。オートバイドライバーの場合には走行距離が少なく、営業車の場合には走行距離が多いといふことがございまして、その点について分析いたしますと、オートバイドライバーのほうが多いという統計が警察庁からも示されておりますし、事件を見ましても、さうに考える次第でござい

○秋山長造君 それから、まあ一番顯著な例は、この資料に書かれていふような例ですが、こういう重大事故の地域的な分布と言ひますかね、それは当然東京や大阪のような大都會が多いのでしうけれどもね。まあ、最近はこの重大事故がわりあい、こうずっとまんべんなく地方へ分散しつつあると言ひますか、まあ東京や大阪もふえるが地方もふえるといふことかどうか、その点をちょっとお伺いしておきたいのですが、それと、地域的な分布状態といふこと、それから、まあ大體地域的な発生の大體の傾向といふようなことをお示しいただきたいと同時に、ここに掲げてあるようなものもろの重大事故といふのはどういふ地点、たとえば一口に東京、大阪のような大都會と言ひても、そういう都會の中のどういふ地点で主として発生しているのですかね。何かこう共通したような一つの傾向といふものがあればお示しいただきたい。

○説明員(石原一彦君) 交通事故の場所的発生状況につきましては、私も交通事故の広域化といふことは実は使っているわけでございますが、秋山先生の仰せられるとおり、大都市から中小都市へ伝播と言ひますか、分布關係が広がって

るという傾向が見られております。

で、なお重大な人身事故に關して申し上げますと、これは必ずしも大きな都市に集中しているとか小さな都市に集中しているとかという傾向が見られないようでございます。その理由を警察庁の当局と話し合ったことがございますが、最近、幹線道路だけを走るのではかえって時間がかかるというふうなことから、非常にこの近回りと言いますか、時間的には近くなる。遠く回りのだけけれども時間的には近くなるということ、非常に小さな道路にも車が入るようになったと、そういうところでの事故が散発し始めているということでございます。

○秋山長造君　そういったしますとね、まあ近回り事故が散発しておるといふような一つの新しい傾向ではあるのでしょうか、しかし、それは数から言くとその大きな比率を占めるわけじゃないでしよう。たとえば地方へだんだん広域化しつつあるというのが全般の傾向で、数もそういう数字を示しているのでしょうか、具体的にそういう重大事故で大きい人を殺傷するといったような事故が起こった場合、たとえばその場所は、町の繁華街の十字路だとかあるいは裏町の路地とかいうようないろいろ具体的な事故の発生した場所というものがあつて、そういうものを共通した一つの特徴、たとえば繁華街の十字路付近で起こした事故が多いとか、あるいは学校の前で起こした事故が多いとかいうような、何か一つの傾向というものはありますか、ないですか。

○政府委員(川井英良君)　これは將來にさいに検討していけば何か出てくると思ひますけれども、いままでのところでは、そういう努力を私どもも警察庁のほうもやっておりますけれども、まだはつきりした傾向は出ておりません。たとえば東京都内で申しまして、人身事故が起きたやうなところは、ここで人身死亡事故が起きたから注意しろというやうな立て札を交通警察が立てて注意を喚起するといふやうなことを指導いたしてお

りますので、人身事故が起きたところでも一回人身事故が起きるといふやうなことは、絶無ではございませんけれども、非常に少ないやうでございます。

○秋山長造君　交通機関別の数字は、さつき警察のほうの資料をいただくことになつておるわけですが、大体、さつき局長がらるおっしゃつたやうに、この資料にあつては、自動車の台数が非常にふえたこと、あるいは道路がそれに追いつかない、人道、車道の区別もないうやうなところを大きな車がどんどん走らざるを得ないといふやうな、いろいろ事故が発生した背景といふものが一つ、それからもう一つは、それはいいながら、それは別に、運転者本人をめぐるといふやうな問題、事情、この二つあるといふお話ですが、ここにあげられておるやうな重大事故について、本来嚴格に言つて、運転者そのものの責任ばかりと言つても、運転者そのものの全面的責任といふ事故もありましよう。それから同時に、運転者の責任ももちろんあるが、しかしそれ以外に、いまの交通事情とか、道路事情とか、あるいは安全施設が整備さるべくしてそこまでまだいっていないやうなことが、それに加つて起こる事故といふこともあるのですが、そういう運転者も、一〇〇%運転者そのものの責任といふ場合と、それ以外の外的ないろいろな条件の加つて発生した事故といふやうなものの区分けをしたやうな統計といふか、その傾向を知るよ

うな資料といふものはあるのですか。

○政府委員(川井英良君)　これはたいへんむずかしい統計になると思ひますが、私もいままでもやりました統計を申し上げます。大体昨年度で約四十五万件、一昨年三十九万件で、約四十万件の事件を受けましたが、検査官が調べまして、結局運転者に過失がある、これは刑事責任を負わなければいけないといふことで起訴しましたのが大体が七割から七割ちよつと出る程度くらいを起訴しております。したがって、残りの三割ないし二割五分程度のものは全然運転者に過失がないといふことで、嫌疑はないといふことで不起訴になつたり、多少の過失は認められるけれども相手方にも過失があつた、被害者にも過失があつたといふことで起訴猶予されたりしたものは大体三割くらいでございます。そこで、残りの約七割程度が裁判所に起訴されて、これは運転者の過失といふことに一応検査官が認定するわけでございますが、その中で、運転者だけの過失にとどまらず、たとえばトラックの運転なんかで、その業務主が道路運送法違反があるとか、あるいは労働基準法違反があるとかといふことで、運転者を二百一条で送法ないしは労働基準法、そういうやうな関係で道路運送法でもって、あわせてその運転者以外の者の刑事責任を問うたといふやうな例も最近はかなり多くなつてきておるやうな例も、その七割の中で、いま申し上げましたやうな周辺の刑事責任まで問うたといふ例は必ずしもまだ多くはないわけでございます。漸次、かなりの数があらわれきておるといふやうな程度が、ただいまの御質問の趣旨にびつたり沿うわけではございませんけれども、ややそういうやうな方向に向かつての私どもの検討の結果でございます。

政府自身あるいはほかの役所の受け持ちの問題じゃないかと思ひます。その運転者の責任を問うと同時に、あわせて業主といふか、雇用主といふか、そういう者の責任を問うといふ例はどのくらいあるのですか、何かありますか。

○説明員(石原一彦君)　道路交通法違反の中に安全運転管理業者等に対する責任を問う規定がございます、それで申し上げますと、そういう警察の統計でございますが、昭和三十八年は合計いたしまして五千四百七十七件、昭和三十九年は五千八百三十四件、昭和四十年は六千九百三十九件、昭和四十一年は六千九百三十件と相なつております。なお、昨年の十一月一日、道路交通法の改正によりまして、これまでの条文以外にも責任を問える条文が入りましたので、昨年の十一月一日以降はこの件数がさらに増加するであらう、かように考えております。

○秋山長造君　いまおっしゃつたのは、道交法違反で雇用主の責任を問うた件数ですか。

○説明員(石原一彦君)　さうでございます。

なお、申し上げましたが、ただいまは道路交通法違反の、違反の分を申し上げたのでございしますが、そのほか労働基準法違反の件数がございす。それでこの点につきましては、昭和三十七年におきます交通法だけでございしますが、十六人、それから昭和三十八年十九人、昭和三十九年十五人といふやうな件数が公表されております。

○秋山長造君　雇用主の責任をあわせて問われた件数といふのは相当多いんですが、この基準法違反は非常に少ないわけですか。これは必ずしも実態をそのまゝあらわした数字かどうかといふことは、さつきも局長の御答弁にありましたやうに、たとえば悪質な事故を起こしたやうな場合について、本人の問題で、関連して、たとえば非常に長距離トラックなんかを該当すると思ふのです、非常に過重なノルマを課されて、あるいは過重なノルマと言へぬまでも、事実上やはり睡眠時間も十分とれないで、しかも、何時から何時まで

に荷物をどこそまで届けなきゃいかぬという、
そうすると時間的に追われておりますから、だから、いやおうなしに過重ノルマなんていることになつておる例はこれはずいぶん多いだらうと思うのですね。だから、居眠り運転なんかいうようなことができやすい。それをやるまいと思えば、さつきの話で、ちよつとドライブ・インに入つて一ぱいひつかけて、その酒の刺激で元氣を出して、またから元氣でやつていくというような事情がわりあい多い。それからハイヤーなんかでもそうですが、トラックなんかにしても、大体賃金の実態というのは、きちつとした賃金を払つておるといふ例はわりあい少なくて、大体の実態としては、何か歩合賃金と言ふんですかね、まあかせぎ高で適当に分ける。まあ、それから賃金の配配だと欠配だとか、それから運転時間にしても労働時間というワクに入るんでしょうけれども、基準法にきめられたようにきちつとやつている業態といふのはわりあい少ないんじゃないか。ほとんどの場合、まあ基準法なんかに関する限りは、こういう業態といふのは無法地帯と言ひますか、基準法についてはほとんど無理無法地帯のようなかつこうでやられてゐるのが多いのじゃないかと思うのですがね。したがつて、そういう実態から言ひますと、いま課長のおっしゃつた、基準法違反で責任を問われた数は年に十五人か十六人程度だといふのは、實際の実態とはどうもだいぶかけ離れた数じゃないかという——私も確たる根拠を持つて言うんじやありませんよ、言うんじやありませんけれども、實際問題としてはほんとうに言うたら基準法違反といふのは非常に多い。あるいは營業用の自動車なんかほとんど全部じゃないかといふ感じがするんですがね。その点いかがでしよう。

○政府委員(川井英良君) 労働基準法違反は労働基準監督官が司法警察権を与えられておりまして、随時調べて、そして悪質なものを検察庁に送つてくるということに相なつておりますので、先ほど刑事課長が御説明しましたのは、労働基準法

う点もう少しきちんとやれるような対策をひとつ研究していただきたいと思うのです。

○政府委員(川井英良君) まことにそのとおりだと思いますので、今後私どもも、私どもの面から協力して努力をいたしたいと思えます。四十一年度から飛躍的に監督事業場の数がふえましたとの状況について、ほかの委員会で、労働者の労働基準監督官の責任者が出てまいりました御説明をしているところを拝聴したところによりますというところ、この自動車業界に対する労働時間の違反、あるいは休日違反などは割増し賃金の不払いというふうな点について、非常に弊害が出てきているというところに着眼をいたしまして、体制を整備して、そして非常に強力な監督実施を行なったという結果がこういう数字になってあらわれてきているので、今後も引き続きこの体制を維持して、この方面についての基準の監督を強化してまいりたいというふうな趣旨の説明がございましたが、なお私どももこれに協力いたしまして、一そう御趣旨に沿ったような方向でもって努力をしなければならぬと、こう思っております。

○秋山長造君 飲酒運転、無免許運転、まあ無謀運転、この三つがいわば交通三悪といわれるものだろうと思うのですが、いまの基準法なんかとも関連して、疲労のための居眠り運転ですね、居眠り運転による事故というのはどの程度比重を占めているのですか。

○政府委員(川井英良君) これもこの重大事故についてごらんいただきますと、ところどころにあるところがございますが、居眠り運転というのも重大事故の中では目立つものの一つだと思えます。

○秋山長造君 やっぱいいまの飲酒、無免許、それから無謀運転、それに次ぐくらいなやはり比率を占めますか。

○政府委員(川井英良君) それに次ぐほどの比率ということではありませんで、その三つを除いた以外のものの中ではかなり目立つ原因ではないかと、こういうふうな感じですが。

○秋山長造君 このいただいている資料の重大事故の中に居眠り運転による事故というのはあります。

○政府委員(川井英良君) あるはずですが。

○説明員(石原一彦君) 御配付申し上げました資料の一五ページでございますが、その3の猿投事件、これは眠け運転、居眠り運転でございます。なお1の西宮のタンクローリー炎上事件。これも疲労のためにやはり居眠りをしていたという事件でございます。

○委員長(北條簡八君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(北條簡八君) 速記を起こして。

本案に対する質疑は、本日はこの程度にいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後一時十三分散会

第三部

法務委員會會議錄第十一号

昭和四十三年四月十八日

【參議院】

昭和四十三年四月二十五日印刷

昭和四十三年四月二十六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局